



暑中お見舞い
申し上げます

Yamamoto Acc office



山本総合会計ニュース

編集発行人
税理士

山本孝久

〒152-0003
東京都目黒区碑文谷5-12-1
TS碑文谷ビル2F
TEL 03 (3791) 8863
FAX 03 (3791) 8292

8月

(葉月) AUGUST

日	・	11	25
月	・	12	26
火	・	13	27
水	・	14	28
木	1	15	29
金	2	16	30
土	3	17	31
日	4	18	・
月	5	19	・
火	6	20	・
水	7	21	・
木	8	22	・
金	9	23	・
土	10	24	・

8月の税務と労務

- | | |
|--|--|
| 国 税 ／7月分源泉所得税の納付
8月12日 | 国 税 ／個人事業者の消費税等の中間申告
9月2日 |
| 国 税 ／6月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 9月2日 | 地方税 ／個人事業税第1期分の納付
都道府県の条例で定める日 |
| 国 税 ／12月決算法人の中間申告
9月2日 | 地方税 ／個人住民税第2期分の納付
市町村の条例で定める日 |
| 国 税 ／9月、12月、3月決算法人
の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 9月2日 | |

ワンポイント 不服申立制度の見直し

行政処分に対し不服がある場合に、国民を救済する措置が不服申立制度です。国税の場合、税務署に「異議申立て」を行い、主張が受け入れられない場合に国税不服審判所に「審査請求」をします。国税に限らず原則、この2段階の不服申立を経なければ訴訟ができないことから、制度の見直しが検討されています。

年金融資制度 年金を担保に 低利で融資

厚生年金保険、国民年金、労災保険の年金受給者には、医療、住居、冠婚葬祭を行うなど必要なときに、年金を担保に前借り（融資）ができる年金融資制度があり、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という）が実施しています。

融資可能額は、年間の年金受取額の範囲内で、二五〇万円が上限です。

融資利率がかなり低いので、資金が必要なときには利用するのもひとつの方法でしょう。

実際に融資されるまでの期間は、借入申込み締切日から概ね三週間程度です。

年金融資制度の対象者

Q 年金融資制度は、どのような人が利用できるのですか。

A 融資を受けられる人は、次の証書を持っている人で、現

年金を担保に 低利で融資

に年金（老齢年金、障害年金、遺族年金）を受けている人です。したがって、現況届等の提出が遅れ、年金の支払いが差し止められている人は、現況届等を提出し、年金を受けた後からとなります。

① 厚生年金保険年金証書（厚生年金基金及び企業年金連合会から支払われるものは除く）

② 国民年金・厚生年金保険年金証書

③ 労働者災害補償保険年金証書等

利用制限

Q 融資制度の利用制限はあるのですか。

A 特に制限はありませんが、生活保護受給中である場合、融資金の用途が投機性の高い（ギャンブル等）場合、公序良俗に反する場合、借入申込者本人の

利益に明らかに反する場合、現況届または定期報告書が未提出または提出遅延の場合、年金の支給が全額停止されている場合などは、本融資制度を利用することはできません。

なお、金融機関窓口で、使用目的ごとに必要額と支払（予定）年月の確認が行われます。

融資額

Q 融資額には限度額があるのですか。

A 借入申込者本人が必要とする額の範囲内で、次の三つの要件を満たしているときに融資が行われます。

① 一〇万円～二五〇万円の範囲内（二万円単位）であること。

保健医療、介護・福祉、住宅改修等、冠婚葬祭、教育、事業維持、債務等の一括整理のいずれにも該当しない場合は、臨時生活資金として、融資限度額が一〇〇万円となります。

② 受給中の年金額（年金から源泉徴収されている所得税額相当額を除く）の範囲内であ

ること。

③ 一回当たりの返済額の一五倍以内であること（融資金額の元金相当額を概ね二年六月以内で返済）。

なお、条件の変更制度が新設され、返済期間中にやむを得ない事情により生活困窮者となった場合には、一回当たりの返済額について変更申請ができるようになりました（すでに借入れされている人も対象となります）。

保証人

Q 連帯保証人は必要ですか。

A 連帯保証人（審査基準あり）を立てるかまたは信用保証機関（窓口は財団法人・年金融資福祉サービス協会）に信用保証料を支払って保証人になつてもらう必要があります。

保証料は、機構が審査し、融資金額、融資利率、一年間の返済額、保証料率をもとに算出し、融資金から一括控除されます。概算額については、融資申込時に窓口の金融機関で計算してもらおうとよいでしょう。

担保

Q 融資を受けるには、担保が必要ですか。

A 年金を受ける権利（受給権）が担保になります。
借りた金額は、将来支給される年金から控除されるしくみになっていきますので、融資を受けると、返済が終了するまでは年金の一部が受け取れなくなります。

利率

Q 融資利率を教えてください。

A 現在の融資利率は、年金担保融資は一・六%、労災年金担保融資は〇・九%です。

借入申込みの手続き

Q 借入申込みの手続きについて教えてください。

A 借入申込みは、下記の書類を添付して、年金を受け取っている銀行、信用金庫等の店舗（独立行政法人福祉医療機構

代理店）の表示があります）で行います（ゆうちょ銀行、農協および労働金庫は除く）。
① 借入申込書（取扱金融機関の店舗に用意してあります）
② 年金証書
③ 現在の年金支給額を証明する書類（「年金支払（振込）通知書」、「年金裁定通知書」、「年金額改定通知書」、「裁定通知書・支給額変更通知書」等のうちいずれか一つ（最も新しいもの））
④ 三カ月以内に発行された印鑑証明書（実印持参）
⑤ 運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等本人を
確認できる写真付証明書
借入申込みの締切日は、原則として、月三回程度の資金交付に併せて、取扱金融機関で借入申込みの締切日を設けていますので確認してください。

追加借入

Q 追加借入はできるのですか。

A まだ借入金の残高があるうちは、追加借入はできません。

いったん借入金を全額返済（繰上げ返済）した後であれば、再度の借入申込みは可能です。

返済方法

Q 返済は、どのような方法で行うのですか。

A 年金支給機関から支給される年金の全額を直接機構が受け取り、借入申込者本人が指定した額（一万円を単位とする定額返済額）が返済に充てられ、充当されなかった残りの金額が、本人の口座に振り込まれます。定額返済額の上限は一回当たりの年金支給額の二分の一以下、下限は一万円となります。

返済の開始月

Q 返済開始はいつからですか。

A 返済は、借入金を受け取った月（融資実行月）の翌々月以降の偶数月からになります。
なお、介護保険料、七十五歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度の保険料、国民健康保険（六十五歳～七十四歳の

世帯主）の保険料、個人住民税が年金から天引きされている人については、返済期間中は市町村に本人が各保険料等を支払うこととなりますので注意が必要です。

繰上げ返済

Q 資金に余裕ができたときには、繰上げ返済はできるのですか。

A 任意に繰り上げて一括返済することはできません。この場合、毎月二十日（休日の場合は翌営業日）が繰上げ返済の指定日とされていますので、事前に借入申込みをした取扱金融機関窓口で借入金残高、利息等を確認して、この日に手続きをします。

本制度は、年金の前借り制度です。融資を受ければその分だけ年金の受給額が少なくなります。その結果、生活が困窮し、生活保護を受ける高齢者が増加していることから、制度の見直しが始められています。

仕事中にケガをしたとき

Q 仕事中に被ったケガの治療を会社の近くにある労災病院で受けていたのですが、症状が軽くなったので退院して自宅近くの病院でリハビリを始めるよう医師から指示されました。治療は通院しながら引き続き労災病院で受けますが、この事故により生じた次の治療を受けたいと思っています。必要な手続きについて教えてください。

- (1) リハビリのため通院するとき
- (2) 事故の際痛めた歯の治療をするとき
- (3) 自宅近くの薬局を利用するとき

A 仕事中に被災したケガの状態が軽快したため、入院加療から通院加療に切り替えると同時にリハビリ等を始めるよう医師から指示されましたので、その手続きが必要になります。

(1)の場合

リハビリのために通院加療する場合は、

保険医療機関の追加となりますので、そのリハビリを行う病院に「療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届」(様式第6号)を提出します。

(2)の場合

労災保険の指定を受けている歯科医院で治療を受ける場合は、前記と同様に被災者がその歯科医院に、(1)と同じ様式第6号を提出します。

(3)の場合

保険医療機関等と保険薬局とは別個の請求になりますので、被災者が、調剤してもらった保険薬局を経由して所轄労働基準監督署に、「療養補償給付たる療養の給付請求書」(様式第5号)を提出します。

なお、指定病院等以外の病院等で受診する場合は償還払いとなりますので、いったん保険医療機関等の窓口で治療費の全額を支払い、後日、領収書を添付して「療養補償給付たる療養の費用請求書」(様式第7号)を所轄労働基準監督署に提出することとなります。

自営業者が短期間働いたとき

健康保険の適用除外者は、①日々雇い入れる人、②二月以内の期間を定めて使用する人(①の場合は一月を超え、②の場合は所定の期間を超えて引き続き使用する場合は、そのときから被保険者になります)などです。

自営業者が一時的に本業を休業し、他社で就労するような場合でも、前記の適用除外に該当しない場合は、社会保険の被保険者となります。

除者となります。たとえば、三カ月の契約期間で就労する場合は、適用除外者にはなりませんので、勤務時間や勤務日数が通常の労働者の四分の三以上であるときは雇入れ当初から被保険者となることができ、さらに、被保険者期間が継続して二カ月以上あるので、離職後本業に戻る場合でも任意継続被保険者となれます。

一定の基本手当を残して再就職するとき

被保険者が離職後就職した場合で、その再就職日から受給期間満了日(離職日の翌日から1年間)までの基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上あるときには、再就職手当が支給されます。

再就職手当の支給額は、支給残日数が3分の1以上ある場合は基本手当日額の50%、同3分の2以上ある場合は60%に支給残日数を掛けた額です。

なお、60歳以上の方が所定給付日数を100日以上残して再就職し、かつ、前職(基本手当の基準となった賃金日額を30倍した額)と再就職後とを比べて75%未満の賃金で就労した場合は、高年齢再就職給付金の受給資格も発生しますが、再就職手当と高年齢再就職給付金とは選択受給となります。

支給額は、基本手当日額や再就職後の新賃金で異なりますので、実際に計算するとよいでしょう。